

西史要略 卷之三  
三) ゴス族ハ元トスカンヂナビアニ出ツ客ヲ  
待ツ優厚且ツ俠氣善ヲ行フヲ以テ著ハル嘗テ  
アラリツク兵ヲ率テ羅馬ヲ略スルノ日粗ホ已  
ニ耶蘇教ヲ信セリオストロゴス族ヲ東部ゴス  
族ト云ヒビシゴス族ヲ西部ゴス族ト云フ皆ソ  
ノ名ヲ所在ノ地方ニ取ルナリヘルリ族ハゴ  
ス族ニ出テロンバード族ハスカンヂナビア及  
ヒ日耳曼ノ北方ヨリ起ル  
四) 東帝國一ニ希臘帝國又ハ公斯坦丁堡帝國  
ト名ク外夷ノ蹂躪ヲ受クル猶ホ西帝國ニ於ル

カ如シト雖氏克ク之ヲ拒キ其存立ノ久シキコ  
ンスタンチンノ國ヲ開テヨリ一千百有余年ニ  
至ル奇事著跡ノ記ス可キナシ  
五) 東帝國ノ旺盛ヲ極メシハ實ニ第六世紀ニ  
在リジヨスチニアン人或ハ偉帝ト名ク在位年  
久シク當時ノ法律大家トリボニアラシテ有  
名ノ法典ヲ編成セシム歐洲近世ノ法律ミナ之  
ニ起因スト云フ  
六) ジヨスチニアンノ位ニ在ルヤ當時ノ名將  
バリサリウス及ヒナルセス波斯人ノ入寇ヲ拒

キバンダルス族ヲ逐テ亞弗利加ヲ復シ又タゴ  
ス族ヲ伐テ伊太里ヲ取リ屢大ニ悍夷ヲ破ルジ  
ヨスキニアシントソヒアノ寺堂ヲ創建ス今  
ヤ其寺回教ノ神廟ト為ル爾後歷帝相承ケ大ニ  
學藝ヲ贊獎シ銳竟以テカヲ興學ニ盡シ漸ク暗  
世ノ不文ヲ啓ク然レ氏其性行多クハ懦弱ニシ  
テ華奢放佚ヲ極ム

(七) 遷都以還羅馬教王公斯坦丁堡ノ總牧ト權  
ヲ爭ヒ終ニ教政分レテ西教即チ羅馬教東教即  
チ希臘教ノ二派ト為ル而シテ其事顯然數世ノ

史乘ニ歷出ス

(八) 千二百零四年十字軍アリ段ニ從フモノ公  
斯坦丁堡ヲ掠取シ其首領フランドル侯バルト  
ウインヲ推シテ國帝トス五帝相紹テ之ヲ治ム佛  
蘭統アリ拉丁統アリ降テ千二百六十一年ニ至  
ル其間希臘統ノ帝王ナイスヲ以テ首府トス  
(九) 千四百五十三年コンスタンチン十二世位  
ニ在リモハノツ弟二世トルクス族三十萬ヲ率  
テ公斯坦丁堡ヲ圍ミ遂ニ之ヲ拔キ劫掠ヲ縱ニ  
ス東帝國竟ニ亡フ是ヨリ公斯坦丁堡猶ホ土耳

其政府ノ在ル所ト爲ル

第十三章 羅馬ノ故事

- (一) 羅馬政府ノ顯官及ヒ民等ノ起源性質ノ如キハ前章既ニ之ヲ詳述セリ
- (二) 史家多クハハリカリナシウスノディオニシウスニ據リ此國王政ノ大成ニ於テ功アル者ハ彼ノ牧夫亡命ノ巨魁ロムリウスナリトス然レハ羅馬政府モ亦タ歲月ノ久シキ星移リ物換リ幾多ノ政變ヲ經テ始メテ成就セルト他邦ノ例ニ異ナラサル必セリ

- (三) 初メロムリウス民種ヲ分テ三族二等トス族二十部アリテ等ニ縉紳庶民ノ別アリ後チ更ニ之ヲ細分スルニ至ルセルビユスチユルリウス第四族ヲ設ケテ之ニ加フ而シテ此四族ヲ名ケテパラチン族ソブルラン族コルラチン族及ヒエスクイリン族ト云フ皆ソノ所在ノ地名ニ因ルナリ後チオーグスチユス府内ヲ分テ十四區トス
- (四) 區畫ヲ定ムル已ニ斯クノ如クナルモモセルビニスマタ府民ヲ分類シテ六等ト爲シ更ニ之

ヲ細別シテ百類トス即チ府民ノ小部ヲ成スモ  
ノナリ其人員百ヲ以テ成ルノ故ニ爾云フニア  
ラス戰時百人ヲ役出スルノ義務アルヲ以テナ  
リ而シテ六等ミナ其財産ノ多寡ヲ以テ之ヲ分  
テ至富ノ民ヲ第一等トシ極貧ノ者ヲ第六等ト  
ス人負最モ多シ當時百類ノ總數百九十三アリ  
ト云フ

(五) 後チ縉紳庶民ノ二族ニ騎紳ノ一族ヲ加フ  
騎紳ハ視官ノ侍撰ヲ以テ之ニ任シ公費ヲ以テ  
一騎馬一金環ヲ供ス之ヲ舉クル縉紳庶民ノ別

ナク年齒十八ニ達シテ資産三千二百二十九磅  
ニ及フ者ヲ取ル

(六) 羅馬民等ノ種別ハ茲ニ止マラス貴族アリ  
即チ其祖嘗テ大憲審司視官若クハ車上監工官  
ノ職ニ在リテ且ツ立像ノ權ヲ有スル者ナリ新  
民アリ其先マタ往時上文述フル所ノ顯職ニ立  
ツ者トス賤民アリ自ラ像ヲ立テ又ハ祖先ノ為  
ニ建像スルノ權ナキ者ナリ且ツ其父母始終自  
主ノ權アリタル者ヲ良民ト云ヒ嘗テ人奴ト爲  
リ後チ自由ノ人タルヲ得タル者ヲ釋民ト云フ

西史要略 卷之三  
所謂羅馬府民トハ獨リ府ノ内外ニ在ル者ヲ指稱スルニアラス普ク伊太里ノ各部并ニ海外治下ノ諸都ニレテ其民固有ノ羅馬人ト同等ノ權ヲ有スル者ヲ總稱スルナリ

(八) 奴隸ハ身人家ニ仕ヘテ時ニ或ハ工商ノ業務ニ使役セラレ不幸憫ムヘキノ民種ナリ主人ノ之ヲ待スル任縱意ノ如ク宛モ無心ノ器財ヲ弄スルニ均シ公市ヲ張テ之ヲ賣買ス戰時俘囚ト爲リ若クハ奴隸ノ家ニ生レ若クハ刑律ニ觸レタル者ヲ以テ之ニ充ツ

(九) 國王。羅馬ノ國王ハ獨裁世襲ニアラスレテ定憲公撰ナリ元老院及ヒ人民ノ允准ヲ經ルニアラサレバ法律ヲ定メ和戰ヲ決スルヲ得ス白袍金冕并ニ象牙ノ圭璽ヲ以テ職識ト爲ス坐スルニ象牙ノ椅子ヲ用ヒ出入必ス十二人ノ前導ヲ從ヘ職識ヲ把ラシム

(十) 元老院。初メ元老院ハ百名ノ議員ヲ以テ成ル後チタルクイン老王更ニ之ヲ増員シテ三百人トス降テ共治政體ノ壊解ニ迫フコロ一千余人ニ至ル始ハ國王ノ特撰ヲ以テ之ヲ舉ケ中

コロ大憲之ヲ撰定シ終ニ視官ノ撰任ニ歸ス會  
期ハ一月三回ヲ以テ常例トスレ氏特ニ事アル  
ニ當テ臨時ニ之ヲ開ク亦少シトセス一令ヲ  
發スル必ス元老院過半ノ議負己ニ之ヲ可決シ  
保民官マタ之ヲ是認スルニ至テ始メテ元老院  
ノ發令ト稱ス時人元老ヲ呼テ國父ト名ク其年  
齒威風共ニ超秀シテ國ニ盡スノ厚キ慈父モ嘗  
ナラサルヲ以テナリ彼ノ縉紳ノ名ハ之ニ起因  
シテ生ス當初元老院ヲ組織スル者ミナ縉紳ノ  
一族ニ止マリタレバナリ

(士) 文武百官 共治政體ノキ羅馬ノ百官ミナ  
公撰ヲ以テ之ヲ舉ク其未タ撰ニ當ラサル者ヲ  
候補ト名ク蓋シ衆庶ノ投票ヲ求メテ補セラレ  
ン<sup>カキダテ</sup>ト候ツノ間白袍ヲ衣ルヲ以テナリ  
(士) 羅馬ノ官吏ハ之ヲ分テ三種トス曰ク常時  
官曰ク非常官曰ク地方官是ナリ常時官ハ之ヲ  
撰任スル必ス一定ノ期アリ共治政體ノキ始終  
之ヲ設ク太憲視官保民官監工官及ヒ檢稅官ノ  
如キ之カ首位ヲ占ムル者ナリ非常官ハ國亂急  
變アルニ當テ之ヲ置ク全權總領騎兵長什官保

民武官及ヒ攝政官ノ如キ是ナリ地方官ハ即チ職ヲ地方ニ奉スル者ニシテ始ハ審司之ヲ務ム後チ大憲ノ任滿チテ督邑ト為リ審司ノ職ヲ畢ヘテ地方ノ官衙ニ仕ラル者及ヒ檢稅官副將ノ如キ皆コノ列ニ入ル

(註) 大憲 大憲ハ其職國王ニ均シク但夕冠冕ヲ用ヒサルノミ而シテ其職權各負幾ント相異ナルトク在任一年ヲ以テ期トス一朝危急存亡ノ秋ニ際セハ獨裁專斷ノ權ヲ有ス之ヲ授クルニ當リ語クルニ嚴旨ヲ以テス其言ニ曰ク今コ

ハ大憲ヲシテ國ニ盡スハ重任ヲ負ハシム此國ヲシテ復タ害毒ヲ受クルナカシムト且ツ大憲ノ職ニ就カント欲スル者ハ其年四十三ニ達スルヲ要ス

(尚) 審司 ゴトトス 審司ハ其格位大憲ニ亞ク大憲外ニ在レバ代テ訟ヲ聽ク常ニ民會ノ議長ト為リ事變アルニ際シテ元老院ノ議員ヲ召集シ且ツ時ニ或ハ公戲ヲ行フノ地ニ臨監ス其數殆ハ僅ニ一人ニシテ中ヨロ二人ト為リ後チ更ニ増員シテ數名トナル

(主) 視官。視官ノ職ハ其權大憲ニ及ハサルモ其榮却テ大憲ノ上ニ出ツ毎五年二名ヲ撰任ス第五年毎ニ民籍ヲ案查スルヲ以テ主務トス已ニ案查シ畢レハ必ス國民ノ名格ヲ以テ贖罪ノ祭ヲ練武場ニ行フ其儀肅然タリ。

(夫) 保民官。初メ保民官ノ職ヲ設ケタルハ唯是レ縉紳ノ專横ヲ制シテ庶民ノ保安ヲ計ルニ在リ然レモ歲月ノ久シキ其威權漸ク熾ナルヲ致スニ至レリ

(主) 監工官。監工官ハ其職公宇浴堂溝渠道路

并ニ市井等ヲ監督ス故ニ此名アリ之ヲ分テ二種トス一ヲ民撰監工官ト名ケ保民官ヲ輔佐ス一ヲ車上監工官ト云ヒ公戲ニ臨監ス

(大) 檢稅官。檢稅官ハ其職國租ヲ管掌スルニ在リ民撰ヲ以テ之ニ任ス當初其數僅ニ二人ノ後チ更ニ數名ヲ加フ檢稅武官ハ職ヲ軍隊ノ中ニ奉シ兵士ノ俸給ヲ掌理ス檢稅地方官ハ大憲若クハ審司ニ陪從シテ地方ニ至リ稅貢ヲ徵收ス

(克) 民會。羅馬全國ノ人民相會シテ發言投票



スルモノヲ公會ト名ク而シテ其別三様アリ曰ク民種會曰ク百部會曰ク族類會是ナリ法律ヲ議定シ官吏ヲ撰任シ和戰ヲ議決シ罪人ヲ糺彈スルニ際シ政府コノ公會ヲ召集ス

(二) 民種公會ハ羅馬居住ノ府民ニシテ三十部ニ種別セルモノ相會シ多數ノ同准ヲ以テ凡ソ事ノ樞要ニ涉ルモノヲ議決ス

(三) 百部公會ハ民籍法ニヨリ百部ニ類別シタル民種ノ大會ニシテ大憲審司及ヒ視官ヲ撰任シ大法ヲ議定シ謀反ヲ審訊シ兼テ開戰ヲ公告

公會堂ハ練武場ヲ以テ之ニ充ツ苟モ羅馬府民タルモノハ都鄙ヲ論ヤス總テ臨會シテ其各部ニ關スル發言ヲ爲スノ權ヲ有ス

(四) 族類公會ハ地區ヲ以テ族類ヲ分別シタル民族ノ會議ニシテ僚屬祭司ヲ撰任シ及ヒ立法審判ノ事ヲ掌ル

(五) 公會ノ存立綿々七百余年而シテモリウスセーサル及ヒオーグスチユスノ時ニ至リ開會ノ自由ヲ制限シ撰官ノ權利ヲ人民ト分有セリ後チチベリウス人民官吏ヲ撰任スルノ公權ヲ

珍奪ス

(詰) 祭司。牧師ハ羅馬府民ト區分シテ未タ判然タル民等ヲ成サスト雖凡之ヲ舉クル必ス國中ノ顯族賢哲ニ取ル祭司ニシテ或ハ汎ク百神ニ事フルアリ或ハ特ニ某神ニ服事スルアリ而シテ其百神ニ汎事スル者ノ中ニ就テ監僧ト僧儀僧書僧及ヒ饌僧ノ如キ之ガ顯要ニ立ツ者ナリ民撰ノ祭司長アリ之ヲ總理ス

(莖) 監僧ハ定員十五名ニシテ教政上百般ノ告訴ヲ審判シ聖饌祭祀等ノ庶務ヲ整理シ及ヒ屬

僧ノ行跡風儀ヲ監察ス祭司長ハ位高ク權大ニシテ在職終身祭司ニナ其部下ニ立ツ

(莖) ト僧ハ定員十五人ニシテ職權甚タ大ナリ後事ヲ預言シ夢ヲ占ヒ讖ヲ傳ヘ兼テ異事ヲ解ク且ツ行為ノ吉凶ヲトスルヲ以テ任トス而シテ其來事ヲ占トスル要スルニ五法アリ或ハ雷電ノ如キ天象ニ據リ或ハ鳥雀ノ鳴飛ニ據リ或ハ雞雛成育ノ良否ニ據リ或ハ走獸ノ舉動形狀ニ據リ或ハ噴嚏躑躅現怪等日常見聞スル所ノ事狀ニ據ルモノ是ナリ

(其) 儀僧ハ献祭ノ儀獸ヲ視察シ其狀況ニ因リテ事業ノ成敗ヲトシ併セテ將來ノ吉凶ヲ占トスルヲ以テ職トス而シテ之カ兆証ヲ求ムル必ス獸臟焔煙其他祭祀ノ情況ニ取ルナリ

(其) 書僧ハ定員十五名ニシテ三部ノ讖書ヲ監守ス是レタルクイン傲王ノ時ニ當テ一異婦ノ授クル所ニ係リ書中羅馬帝國ノ命運ヲ録セリト云フ之ヲ石匣ニ藏メテ政堂ノ下ニ保存ス

(其) 饌僧ハ定數七人ニシテ公戲賽會其他肅儀ヲ行フキハ聖饌ヲ整備シ又兼テ監僧ニ陪輔ス

(三) 凡ソ神ニ事フル特ニ各其祭司アリ之ヲ特僧ト名ク即チジヨビトルマルスパンヘロクルス及ヒサイベレーノ諸神ヲ祭ル者ノ如キ之カ首位ヲ占ムル者ナリベスタ神ヲ祀ルニハ別ニ之ヲ司ルノ淑女アリ

(世) 羅馬人ノ神ヲ拜スルト僧設クル所ノ祠堂ニアラサレバ必ス小林ノ中ニ於テシ祢誓シテ犧牲ヲ獻ズ

(世) 祝節 一月ニハジヤニウス神ヲ祝シ二月ニハパン神并ニ死者ノ靈魂ヲ祭り三月ニハ老

婦ノ宴ヲ開キ兼テミ子ルバ神ヲ祀シ四月ニハ  
セレース神ヲ祭リ十二月ニハサチユルシ神ヲ  
祀リ以テ公筵ヲ張ル其盛著ナル之ヲ第一トス  
其他祝節ノ種類枚舉ニ遑アラズ  
(三) 公戲 競車競馬角力競走馬上ノ戲搏野獸  
ノ格闘騎歩ノ演習并ニ海軍ノ對抗ノ如キ皆ナ  
大戲場ニ於テ之ヲ公行ス  
(四) 闘囚 闘囚トハ兵刃ヲ以テ公戲場中ニ毆  
闘シ以テ衆民ノ觀樂ニ供スルモノナリ羅馬開  
府ノ第四百年ニ及フコト始メテ此格闘ヲ行ヒ

終ニ國人ノ愛觀スル所ト為ル當初俘囚奴隸及  
ヒ罪人ヲ以テ之ニ充テタリト雖モ末世國風ノ  
衰頽ヲ極ムルニ及テ身良家ニ生レタル府民或  
ハ元老ニシテ且ツ斯ノ危戲ヲ行フノ醜体アル  
ニ至レリ而シテ此慘劇ニ於テ人命ヲ損フ幾百  
ナルヲ知ラス曾テトラジヤンダニヤニ克チ之  
ヲ行テ衆觀ニ供スル百二十三日其間各種ノ獸  
類ヲ殺ス一萬一千頭闘囚ノ相毆フモノ一萬人  
ニ及ハリト云フ

(五) 凱旋 凱旋トハ戰勝ノ將士嚴然列ヲ成シ

テ府門ニ入り揚々政堂ニ至ルノ壯儀ニシテ羅馬國中<sub>ノ</sub>ヲ以テ武榮ノ極ト為ス故ニ雄將ノ力戰捷ヲ制シテ顯赫ノ偉勳ヲ立テ或ハ屬地ノ多キヲ加ヘ或ハ困難ヲ將ニ至ラントスルニ制シタル者アル毎ニ必ス之ヲ行フ羸軍列ヲ成シテ練武場ヨリ進行シ公街ヲ經テ政堂ニ至ル毎街花ヲ粧ヒ祭壇ニハ香ヲ焚ク伶人犧牛之カ前ヲ為シ掠物俘虜之カ中央ニ在リ而シテ羸將身ニ燦然タル金紫ノ壯服ヲ著シ頭ニハ月桂ノ冠冕ヲ戴キ其修飾美ヲ盡シテ之カ後ヲ為ス

(英) 衣服 羅馬ノ衣服ニシテ就中ソノ較著ナルモノハ長衫及ヒ袿襦ナリ長衫ハ羅馬府民ノ獨リ衣ル所ニシテ寛裕長衫以テ全軀ヲ蔽ヒ袖ナク褶アリテ其容姿優美壯嚴ナリ又夕剛衫ナルモノアリ男子十七歳ニ至テ之ヲ衣ル袿襦ハ袿襦ナリ白色ノ毛布ヲ以テ之ヲ製ス前面膝ヲ下ル少許ニシテ背後ハ脚ニ中シ一條ノ帶ヲ以テ之ヲ腰邊ニ結束ス

(英) 餐膳 羅馬人第一ノ餐膳ヲ夜餐ト名ケ午後三時ニ迄ヲコロ之ニ就ク其華奢近世珍膳ノ

遠ク及ハサル所ナリ上古ノ質素ナル麵包并ニ  
野菜ヲ以テ常食トシタレ其漸ク遠近ヲ征略  
シテ富盛ヲ致スニ及テヤ上下交奢侈ニ流レ捨  
掠ノ貨以テ飲食ノ欲ヲ縱ニス往昔ハ坐食ヲ專  
ラトシ後世ハ美床ニ倚ル飲料ハ常ニ葡萄酒ヲ  
用ヒ之ニ混スルニ冷水若クハ香料ヲ以テス  
(共) 公館 公館ハ府内第一ノ公堂ニシテ規模  
宏壯結構長方ナリ館内敞通シテ隔障ナク民會  
ヲ開キ審判ヲ行ヒ及ヒ公務ヲ執ル必ス茲ニ於  
テス四面ニテ弧頭ノ門樓アリ樓内マタ廣堂アリ

リ私事ヲ審理スル所ナリ  
(苑) 練武場 練武場ハ其義ヲ軍神ノ營野ニ取  
ル即チ府外ノ一曠原ニシテタイバル河畔ニ在  
リ羅馬少壯ノ輩ヲシテ闘力武戲ヲ行ヒ兼テ兵  
器ノ操法ヲ學習セシムル所ナリ顯人名士ノ肖  
像點々場内ニ星列シ牌樓碑柱門樓等建造ノ隆  
宏ナルモノ彼此相望ム

西史學要卷三終

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百









ビルギル プロベルチス チベリウス ホラース	リビー パレリウスマレリウス ホンペララリウス 地理 パテルクリウス	ホルムラ ゼンカ フリニーセンチヌス クインクチリアン 批書	シヨバフチスト ヒルロ シヨナサン オンケロス 耶穌教徒 シエームス バートル ポール シヨヤ シヨ クレニス 羅馬人 インチチウス
オビット パトリウス パレリウス ルカン トロニウス パレリウスフラックス スタチウス	クリンチスバクルチヌス タシチエリス ブリニアンウス		

羅馬文學ノ理窟ニ對シテハ五ニ相補フニ前卷ニ於テヤム也ノ間ニ在リ

卷之三十三

